

入札説明書

矢黒町汚水中継ポンプ場改築に伴う撤去物の一般競争入札に参加される方は、次の各事項を承知の上、入札に参加してください。

1 入札に付する事項

(1) 公売物件 矢黒町汚水中継ポンプ場改築に伴う撤去物の処分（売払い）

材 質	数量 (kg)	備 考
鉄	48,000	クレーン、重機等の搬出費用は落札者の負担となるので、搬出費用を考慮し、単価を算出すること。
ステンレス	600	
アルミ	30	
ケーブル、電線類	1,400	

ただし、材質及び数量については概算であるため、入札説明会の際に確認すること。

(2) 引渡場所 人吉市中神町字城本1345-1 人吉浄水苑内

2 入札に参加する者の資格に関する事項

- (1) 熊本県内の産業廃棄物取扱資格を有する業者又は個人であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 公売入札者は、入札説明会に参加した者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

(参 考)

【地方自治法施行令第167条の4第1項】

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- ①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第32条第1項各号に掲げる者

3 入札参加申込から物件引渡しまでの流れ

(1) 入札参加申請書及び入札説明会参加申込書の提出

- 日 時 令和元年5月13日（月）から5月20日（月）まで
午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日を除く）
- 提出先 人吉市水道局 下水道課

(2) 入札説明会

- 日 時 令和元年5月23日（木）午後1時30分
- 場 所 人吉市水道局 2階会議室（概要説明後に現地案内）
※入札心得及び入札に必要な書類等を配付。

- (3) 物件明細書及び契約書（案）等の閲覧及び質問等の期間
 - 日 時 令和元年5月13日（月）から5月27日（月）まで
午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日を除く）
 - 問合せ先 人吉市水道局 下水道課
- (4) 入札参加資格確認通知書の発送
 - 日 時 令和元年5月27日（月）
 - 通知方法 郵送及びファックス
- (5) 入札及び開札
 - 日 時 令和元年5月29日（水）午前10時
 - 場 所 人吉市水道局 2階会議室
 - 入札保証金受付 午前9時30分から午前9時50分まで
- (6) 契約の締結及び契約保証金の納付
 - 令和元年6月3日（月）までに契約を締結する。
 - 契約締結時に契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納付する。
- (7) 売買代金の納入期限
 - 契約締結の日から10日以内とする。
- (8) 物件引渡し
 - 代金完納後5日以内に、引渡場所において物件の引渡しを行う。
- (9) 物件搬出
 - 令和元年6月18日（火）までに物件の搬出を完了する。
- (10) 変更契約
 - 物件搬出時の計量に基づき、売買代金の変更契約を行う。

4 参加申込の手続き等

- (1) 入札参加申請書及び入札説明会参加申込書の入手方法
 - 令和元年5月13日（月）から5月20日（月）までに、人吉市ホームページから入手又は人吉市水道局下水道課で交付（開庁日の午前8時30分から午後5時の間）する。
- (2) 入札参加申請
 - 入札参加希望者は、次の書類を令和元年5月20日（月）午後5時（必着）までに提出してください。郵送可。なお、提出された書類は、返却しません。
 - ア 入札参加申請書（様式第2号）
 - イ 法人＝商業登記簿謄本 個人＝身分証明書（発行後1か月以内のもの）
 - ウ 国税、県税、市区町村税の納税証明書（発行後1か月以内のもの）
 - ※滞納税額のない証明でも可
 - エ 熊本県内の産業廃棄物取扱資格を有することを確認できる証明書等の写し
 - オ 使用印鑑届
- (3) 入札説明会参加申込
 - 入札参加希望者は、入札説明会参加申込書（様式第1号）を令和元年5月20日（月）午後5時（必着）までに提出してください。郵送可。
 - ※入札説明会に参加しない者は、入札に参加できません。

5 入札手続き等

(1) 入札保証金

ア 入札当日の午前9時30分から午前9時50分までに、受付に差入れするものとする。

イ 入札保証金は、現金により、各自が見積った契約希望金額（入札書に記載する金額の100分の8に相当する額を加算した金額）の100分の5以上とする。ただし、落札者が期限内に契約を締結しないときは、入札保証金は人吉市に帰属する。

また、落札者以外の者には、入札終了後、返還する。

(2) 入札の方法

ア 入札は、3（5）に記載した日時、場所で行う。郵便、ファックス、電子メールによる入札は受け付けない。

イ 入札者は、原則として入札参加申請をした本人であること。やむを得ず本人が出席できない場合は、代理人による入札を認める。

代理人による入札の場合は、公売物件名を記載した委任状が必要である。

ウ 入札は、所定の様式により行うものとし、入札保証金差入書及び積算明細書を添えて入札時に提出するものとする。

また、提出した入札書等の書換え、引換え、撤回、取消しはできない。

エ 落札者の決定は、積算明細書により物件ごとの1キログラム当たりの単価に、それぞれの予定数量を乗じて算出した総額により行うので、入札書には総額を記載すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切捨てた額）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札書は、消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

オ 入札回数 2回まで

カ 1回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加し、有効な入札を行った者に限る。

(3) 契約締結

落札決定の6日以内とする。

(4) 契約保証金

契約締結の際、現金により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。なお、入札保証金は契約保証金に充当するものとする。

契約保証金を納付した者が、その契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は人吉市に帰属する。

(5) 代金納入

契約締結の日から10日以内とする。

なお、契約保証金は代金に充当することができる。

(6) 無効の入札

ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

- ウ 入札保証金の預け入れがない又は不足する者のした入札
- エ 記名、押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 郵便、ファックス、電子メールによる入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 落札者の決定

- ア 落札者は、予定価格（最低売却価格）以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- イ 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きにより、落札者を決定するものとする。
- ウ イの同額の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない人吉市水道局職員が、これに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

6 変更契約

物件搬出の際、人吉浄水苑のトラックスケールによる計量を行った後、落札者の提出した積算単価により実際の数量で再度積算を行い、変更契約を行うものとする。

なお、変更契約により代金が増額となった場合には、追加分の代金を人吉市が指定する期限までに納入するものとし、代金が減額となった場合には、差額分を還付するものとする。

7 担当部署及び提出・問合せ先

〒868-0085

熊本県人吉市中神町字城本1345-1 人吉浄水苑内

人吉市水道局 下水道課

電話番号 0966-22-2111（内線6122・6123）

FAX 0966-24-5929

8 その他の注意事項

- (1) 公売公告及び入札説明書、入札心得に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、人吉市契約規則（昭和39年人吉市規則第4号）その他関係規定に定めるところによるものとする。
- (2) 公売公告、入札説明書、入札心得、契約書（案）、公売物件及び人吉市契約規則、その他関係規定を承諾のうえ、入札すること。